

# キュアケアネットサービス利用約款

平成 28 年 4 月 1 日現在

## 第 1 章 総則

### (約款の適用)

第1条 株式会社キュアケア（以下、「当社」という）は、キュアケアネットサービス利用約款（以下、「約款」という）を定め、これにより、キュアケアネットサービスを提供します。

### (約款の用語の定義)

第2条 本約款において、「キュアケアネットサービス」とは、在宅等で医療サービス及び介護サービスを行う際に、インターネット環境下での多職種支援ネットワークを提供するサービスと定義します。また、「サービス ID」とは、キュアケアネットサービスを利用するにあたり、利用者を識別するための ID のことをいいます。

### (約款の変更)

第3条 当社は、この約款を変更することがあります。料金その他の提供内容が変更になる場合の条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、この約款を変更する際には、当社のウェブサイトによるほか、当社が別に定める方法により、通知ならびに周知を行います。

### (約款の公表)

第4条 当社は、当社のウェブサイトその他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

## 第 2 章 利用契約

### 第 1 節 通則

#### (利用契約)

第5条 当社は、一つのサービス ID ごとに一つのキュアケアネットサービスに係る利用契約を締結します。

#### (契約期間)

第6条 利用契約はキュアケアネットサービスの利用開始（以下、「サービスイン」という）の翌日から起算して、1 年間を契約期間とします。

#### (契約更新)

第7条 利用契約を締結した者（以下、「利用契約者」という）が、契約期間満了の 30 日前までに当社に対してキュアケアネットサービス契約を更新しない旨を書面により通知した場合を除き、キュアケアネットサービス契約は自動的に 1 年間延長され、その後も同様とします。

#### (サービス利用 URL)

第8条 当社は、利用契約者に対し、サービスインに先だって、サービスを利用するための URL を通知します。また、同時にサービス ID 及び初期パスワードを発行し、通知します。

#### (当社からの通知及び連絡)

第9条 当社は、個別に利用契約者及び利用契約申込者に対しキュアケアネットサービスに関する通知及び連絡を行う場合、別の規定があるときを除き、利用契約者及び利用契約申込者が当社に届け出たメールアドレスに宛てた電子メールを送信する方法によって行います。この場合、当社が電子メールを送信した時点において、通知及び連絡が到達したものとします。

#### (ID 及びパスワード)

第10条 利用契約者は、その ID 及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし

ます。

- 2 当社は、利用契約者及びキュアケアネットサービスを使用する者（以下、「使用者」という）の ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用等による損害については、一切の責任を負いません。

## 第 2 節 申込及び承諾等

### （契約申込）

第11条 当社に利用契約の申込をしようとする者は、当社が別に定める申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 利用契約の申込をする者の商号及び住所
- (2) その他申込書に定めるキュアケアネットサービスの提供に必要な事項

- 2 前項の申込書は、提出時における約款の内容を理解し、同意したうえで提出していただきます。申込書を提出した場合、提出時における約款の内容に基づく利用契約を締結することを承諾したものとさせていただきます。

### （申込に対する承諾）

第12条 当社は、前条による利用契約の申込を承諾したときは、書面をもって申込者に通知します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 利用契約の申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理または保守が当社の業務遂行上または技術上著しく支障があると認められるとき。
  - (2) 利用契約の申込をした者が、キュアケアネットサービスの料金または手続きに関する費用の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (3) 利用契約の申込をした者が第 12 条（提供停止）に該当し、または該当するおそれがあるとき。
  - (4) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

## 第 3 節 提供停止及び契約の解除

### （提供停止）

第13条 当社は、利用契約者が次の各号に該当するときは、当該利用契約に対するキュアケアネットサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 請求書に指定する期日を経過しても、キュアケアネットサービスの料金等を支払わないとき
  - (2) 第 8 条（ID 及びパスワード）の規定に違反したとき。
  - (3) 第 17 条（利用契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (4) 当社が提供するサービスの直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える利用等を行ったとき。
  - (5) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって、キュアケアネットサービスに関する当社の業務遂行または当社の電気通信設備等に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により提供停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施時期及び期間を利用契約者に通知します。ただし、緊急にやむを得ない場合はこの限りではありません。

### （当社が行う契約の解除）

第14条 当社は、前条第 1 項の規定により、提供停止された利用契約について、利用契約者がなお前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、その利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、利用契約者が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、提供停止をしないで直ちにその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を利用契約者に通知します。

### （利用契約者が行う契約の解除）

第15条 利用契約者は、その利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 30 日前までに、書面によ

りその旨を当社に通知するものとします。

- 2 第1項の規定に関わらず、第15条（サービスの廃止）の規定により、キュアケアネットサービスが廃止される場合に、廃止の日までに利用契約者が契約事項の変更を行わず、その廃止によって利用契約に係るキュアケアネットサービスの提供が不可能となるときは、廃止の日その利用契約の解除があったものとします。

#### （サービスの廃止）

第16条 当社は、当社の都合により、キュアケアネットサービスを廃止することがあります。

- 2 キュアケアネットサービスを廃止する場合には、2ヶ月前までに、書面、その他の方法をもって利用契約者にそのことを周知し、キュアケアネットサービスを廃止することとします。
- 3 キュアケアネットサービスの廃止により、利用契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

### 第4節 設備の修理または復旧

#### （運用の一時停止）

第17条 当社は、利用契約に関わる電気通信設備の調整、修理、試験または保守等のため必要があるときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を利用契約者に通知し、キュアケアネットサービスの運用を一時停止することがあります。ただし、緊急にやむを得ない場合はこの限りではありません。

- 2 前項によるキュアケアネットサービスが一時停止した事によって利用契約者が被る損害については、当社は何らの保証をするものではありません。

### 第5節 利用契約者の義務

#### （利用契約者の義務）

第18条 利用契約者は、キュアケアネットサービスを、次の各号に掲げる利用をしてはなりません。

- (1) 他の利用契約者、第三者もしくは当社の著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為。
  - (2) 他の利用契約者、第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (3) 他の利用契約者、第三者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
  - (4) 犯罪もしくは犯罪に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - (5) 当社のキュアケアネットサービスの運営を妨げる行為。
  - (6) 当社が利用契約者に対し付与する管理者用ID及びパスワードを不正に使用する行為。
  - (7) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、キュアケアネットサービスを通じて、もしくはキュアケアネットサービスに関連して使用しまたは提供する行為。
  - (8) 当社が別に定めるマニュアルの規定、ならびに当社が通知する利用上の注意事項等に違反する行為。
  - (9) 前各号のほか、違法に、または誹謗、中傷等明らかに公序良俗に反する行為。
- 2 利用契約者は、その使用者に対し、前項を遵守するよう、適切に管理しなければなりません。

#### （利用契約者の設備等）

第19条 キュアケアネットサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、インターネット接続サービス等は、この約款に基づき当社が提供するものを除き、利用契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。

- 2 当社は、利用契約者が準備した機器、ソフトウェアもしくはインターネット接続サービス等または利用契約者が行った作業が原因となって生じたキュアケアネットサービス利用上の障害、その他の問題については、一切の責任を負いません。
- 3 利用契約者が準備した機器、ソフトウェアもしくはインターネット接続サービス等または利用契約者が行った作業が原因となって当社または第三者に発生した損害については、利用契約者に賠償の責任を負って

いただきます。

## 第3章 料金等

### (料金及び費用)

第20条 当社が定めるキュアケアネットサービスの初期費用ならびに月額利用料金は、原則として、料金表に規定するとおりとします。使用するユーザ数もしくは患者・利用者数が規定を超える場合ならびに個別に調査等が必要な場合等については、個別に見積書を作成し、提示します。

### (料金等の支払義務)

第21条 利用契約者は、当社がその利用契約に係るキュアケアネットサービスの使用を可能としたときは、その初期費用ならびに月額利用料金を支払わなければなりません。

- 2 利用契約者は、第12条(提供停止)の規定によりキュアケアネットサービスの提供を停止された場合であっても、提供停止期間中における月額利用料金等を支払わなければなりません。
- 3 利用契約者は、第16条(運用の一時停止)の規定によりキュアケアネットサービスの運用が一時停止された場合であっても、その期間中における月額利用料金等を支払わなければなりません。
- 4 利用契約者は、初期費用ならびに月額利用料金等について、当社が定める期日までに、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (消費税相当額の加算)

第22条 前条の規定ならびにその他利用約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当を加算した額とします。原則として、料金表には税抜価格を表示しています。消費税は請求時での税率にて計算します。

## 第4章 秘密情報

### (秘密保持)

第23条 当社または利用契約者が、利用契約に基づき相手方に開示する販売上・技術上またはその他の業務上の秘密(利用契約に基づき当社及び利用契約者が相手方に貸与する資料を含むがこれに限定されない)(以下「秘密情報」という)については、受領当事者は、次の各号の義務を負うものとします。

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって秘密情報を管理する。
- (2) 開示当事者の承認を得ない限り秘密情報を複製し、または第三者に閲覧させ、提供若しくは貸与してはならない。
- (3) 利用契約の目的以外に秘密情報を利用してはならない。
- (4) 開示当事者が秘密情報の返却または破棄を要請した場合、当該秘密情報を遅滞なく返却または破棄する。
- (5) 利用契約履行のため外部専門家等に秘密情報を開示する必要がある場合は、受領当事者が利用契約において負う守秘義務と同様の義務を当該外部専門家等に課す。

### (個人情報の取扱い)

第24条 当社と利用契約者において個人情報の取り扱いは、別に定める「個人情報に関する覚書」に記載するものとします。

- 2 当社は、第13条(当社が行う契約の解除)、第14条(利用契約者が行う契約の解除)もしくは第15条(サービスの廃止)の規定により、キュアケアネットサービスの利用契約の解除を行った場合は、速やかに利用契約者に当社が保管している個人情報の取り扱いについて確認を行い、情報の返還もしくは破棄を行います。

## 第5章 裁判管轄、信義則

**(準拠法および管轄裁判所)**

第25条 本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2 本約款の履行および解釈に関し紛争が生じた場合、鹿児島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

**(誠実協議)**

第26条 本約款に定めのない事項および本約款の各条項に関して疑義が生じた場合、当社および利用契約者は、誠意をもって協議し解決を図るものとします。

附 則

附則（平成28年2月1日）

この約款は、平成28年2月1日から実施します。